

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第21条の規定に基づき、本校の男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画推進室（以下「推進室」という。）を置き、推進室に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 推進室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育活動全般を通じた男女共同参画の推進
- (2) ワークライフバランスを図るための環境整備
- (3) 男女共同参画の意識啓発
- (4) 学生及び教職員の意識及びニーズの把握と方策の検討
- (5) その他本校の男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 校長が指名した各学科、数理科及び一般教養科の教員各1人
- (2) 総務課長及び学生課長

(任期)

第4条 前条第1項第1号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第5条 推進室に室長を置く。

- 2 室長は校長が指名する。

(事務)

第6条 推進室の事務は、総務課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、推進室の議を経て、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年10月9日から施行する。
- 2 この規程施行の際指名される室員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成26年3月31日とする。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。